

第10回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成25年2月13日(水) 14:00～15:00

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4階第2会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、池井副委員長、福島委員、四宮委員、木下委員(順不同) 委員出席者 5名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任

(3) 傍聴者 なし

4 議 事

(1) 協議事項

鳥取市自治基本条例の見直しについて
委員会意見書について

あいさつ

(委員長)

第10回の委員会ご苦労さまです。いよいよ終盤を迎えまして、見直しの案、報告書の案、事務局にも大変努力して頂き、この日を迎えられたと思う。

今回と次回で、案についての最終的な調整を行って、3月の委員会では、報告書を提出する段取りに持って行きたいと思う。何かと忙しい中、大変ご苦労だとは思いますが、そういうスケジュールを予定しているので、よろしくお願ひしたい。

(委員長)

それでは、今日は、提示された案に基づいて、時間があまり無かったかもしれないが、委員の皆さんのご意見を聞きながら調整をしていきたいと思うので、宜しくお願ひする。

それではまず、事務局の方から、見直し案の説明をお願ひする。

(事務局)

資料に基づき説明

1. 答申書のスタイルについて
2. 構成について
3. 「住民投票」を両論併記とすることについて
4. 新たな項目として、危機管理情報の追加について

(委員長)

それでは、先ほど説明頂きました答申書のまとめ方で、本文として条例の見直しの答申書があつて、それに検証結果をつけてはどうかということです。その検証結果についても、先ほど説明があった項目だけがあがっている。それについて、ご意見がありましたら伺いたい。特にご意見がないので、スタイルとしてはこういう形で整理をさせて頂く。

次に、具体的な内容について、色々とお感じになられたり修正する点があると思いますので、どこという事ではなく、特にお気づきになった点をまず出していただくということで論議を進めたい。

(委員)

検証結果となっている題目はこれでよいか。答申なのだから答申書とした方がいいのではないかな。

(事務局)

了解しました。

(委員長)

まず、「1のはじめに」だが、制定後の流れが書いてあるがご意見はありますか。ここはこのままでよいか。

(委員)

このままでよい。

(委員長)

次に、大きな2の自治基本条例に関する検証で、1の検証の方法についてはどうか。それから2番目の「基本条例見直しに関する項目」、3番目の検証結果ということで、項目ごとにと条文ごとに整理されている。

ここで、定義の「参画」について意見が出され、ここに書いてあるような内容で意見がまとめてありますが、第2条は、大体こういうまとめだったかなと思う。それから、13条のコミュニティ関係にも意見をいただいた。私は、この13条の検証のところの「条例の制定当初は」というところを、「条例の制定当初は、地域」というのを削除して、「コミュニティの範囲は、敢えて限定しないとの考え方に立っており」で区切り、「第2条6号以下」に続けたらどうかと思う。当初論議した時は、色んな意見があつたけども、コミュニティというのは範囲を限定せずに規定しようというような意向であつたと覚えている。

その考えに立つと、条文の2項、3項、4項はこれでいいというようなご意見だったと思う。ただ、5項の「公民館をコミュニティの」という所を、「地域」というふうにこの項を限定した方がいいのではないかな、解りやすいのではないかなというご意見だったと思う。そういうふうに整理して貰ったらと思う。

だから、制定当初は、「コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立っており、第2条6項」と続けていくというように整理していただきたい。

4ページの18条「情報の公開及び提供の関係」だが、これも、先ほど委員の方から、まちづくりに本当で必要とする情報が無いのではないかなというご意見を中心に論議したように思う。

だから、条文を変えるのではなくて、補強的なご意見という事でね。解説書を作るときに入れてください。

5ページから「住民投票」の関係です。長々続いた論議をかなり要領よくまとめて頂いておられますが、指摘があったところだけ述べると、7ページの中段、「法的な根拠が明確なわけではないが、いわゆる今鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、こういう方々も当然参加していただくという視点に立てば、法の理屈はどうあれ」という言葉が入っているが、これはどういう意味かという意見が出ておまして、敢えてこれは無くてもいいのではないか。だから、そこは削除して、「視点に立てば同じ目線で」というふうに続けてはどうか。

その他、皆さんの方でお気づきの点があれば出して下さい。

(委員)

7ページの真ん中の、「非常設型」のところで、「投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないかという考え方を持っているので含めるべきではないと思う」という箇所ですが、色々発言した内容を要約されているので、こういうまとめ方をされたと思うが、これだと、一足飛びに含めるべきではないとなっていて、その根拠が抜けているように思うので、言葉を多くしないように以下のように修正してはどうか。「投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないか。公職選挙法では及んでいない。」ここは、永住外国人の方の投票権の有無を意見交換した箇所なので、「公職選挙法では及んでいない。よって、含めるべきではない。」ということを入れて頂ければ、文脈がつながるかと思う。そのように修正お願いします。

(委員)

非常設型(6ページ)の1行目で、「行政施策の運営」とあるが、運営は首長がやるものなので、ここは決定とした方がよいのではないか。運営は議会はやらないので。決定という表現でいいのではないか。

(委員長)

それでは、「行政施策については、議会が最高の決定機関である。常設型だと、議会軽視の社会環境を生み出すのではないか。」と言うふうに修正を試みたらいかがでしょうか。

(委員)

非常設型(6ページ)のところで、話し言葉としての表記があるが、これは訂正してください。

(委員長)

市民の考え方を議会は充分把握した上で論議してもらおうということは大事な事だから。そういう論議を経て議会で条例案を作ってもらったほうがいいと。その方が安全だという方向での修正をしてください。その他、特にありませんか。

(委員)

ひとつ気になるのが、6ページの下段の方の6番の請求の制限期間のところですが、確かに制限期間を設けた方がいいという議論で意見が一致してたように記憶するが、最初にかかって

いる「同一内容で」というのは、こういう議論だったのでしょうか。これだと、他の案件であれば、制限期間がないということでの議論だったのでしょうか。

(委員長)

そうです。先行している市で決めているのがそういう趣旨の内容ではなかったかと思う。だから、対象が違えば実行されることとなる。

(委員)

他市の制限期間も前提は、同一事項という捉え方でしたか。

(事務局)

はい。

(委員長)

住民投票のくんだり、色々沢山の論議をして、かなり集約をしてまとめて頂いているので、要点は入っていると思う。

それでは、ひとまず次の8ページの危機管理条項の追加ということはどうか。

(委員)

条文化しなかったのですか。提案ということで、答申の中で条文化しておいた方がいいのではないか。

前回申し上げたように、自助・共助・公助について取りまとめて、市の役割と、市民の役割を分けて。市民の役割は自助と共助の2つに分かれるわけだから、そういう形の条文を担当課と相談して作っていただきたい。

(事務局)

今回、具体的な条例案まで諮問の中では問われてないと考え、このような標記にさせて頂いた。例えばというようなことで、条文を加えさせて頂いた。

(委員長)

新規の項目なので、条文まで踏み込んでもおかしくはない。防災・危機管理に対する基本的な考え方と、それから、市民の役割、それから行政ということでもまとめれば、提案できるのではないか。それでは3のまとめについてはどうか。

(委員)

「緊急に条例を見直す条項はないとの結論に至りました。」とするのはやめて、住民投票条例に触れておいた方がよい。

(委員長)

大きなテーマは住民投票だったので、住民投票について、色んな角度で論議を交わしたが、結果としては意見が一致せず、両論併記に至りましたというふうにしてください。

特に論議してはいなかったが、鳥取県が今進めている「県民参画基本条例の取り組み」についても、触れてはどうか。これも身近な一つの動きなのでね。

(委員)

答申は何日にされるのか。

(事務局)

議会が3月19日までであるので、それ以降で調整したい。

(委員)

その時点で、鳥取県議会が終わってれば、その動向に最後まで神経をとがらせていただきたい。あるいは、なかなか議論が活発化していて、県議会は今回まとまらないかもしれない。

(委員長)

その答申までの動きで、状況が変わってくるかもしれないが、そのことも留意点として、考えていただきたい。全体を通して、何かございますか。

そうすると、今日ご意見頂いた内容も含めて、最終的な整理をして頂いて、次回の2月18日の第11回の委員会では、最終仕上げということで整理したい。ご協力をお願いする。

事務局の方で、見直し関係は特に何かございますか。論議が残っているような所はありませんか。

(事務局)

ご指摘いただいた部分に関しては、事前に修正した部分分かるようにして、また送付したい。

(委員長)

それでは、資料2の方の意見書の方の検討に入らせて頂く。意見書につきましては、皆様のご協力によりまして、ご意見を頂いて、その頂いたご意見の方を事務局の方で整理して頂いたのが、今日の案です。

(委員)

丸がついているのと、ついてないのがあるのだが、何か意味があるのか。

(事務局)

丸がついているのは、委員の意見を列挙したものである。これを繋がるように並べてはいる。今回の委員会の中で、整理等行っていただければと思う。

(委員長)

委員になられた体験をもとに書いてもらおうというものであり、これを一つにまとめるのは難しい。だから、色んなカラーがあってもいいのではないかな。

(委員)

これは、外にはどういう形が出るのか。

(事務局)

ホームページに掲載することを考えている。

(委員)

それなら、この丸の付いた部分はこのままでよい。

(委員)

これは、各委員がそれぞれ活動されている立場でのご意見というか、率直な感想ですから。一本にまとめることはすることじゃない。今までこうして、個別に印象を持ったということですから。

(委員)

少し丸の数が多すぎる。ある程度まとめておいたほうがいい。

(委員長)

5つぐらいの範囲でまとめてはどうか。

(事務局)

各委員のご意見として、まとめる形でもよろしいか。

(委員長)

それでもいい。共通するような意見があればまとめればいい。

(委員)

委員でも共通するような方がいれば、1本にまとめればよい。また、委員ごとに印象的な活動があれば、提案どおりに書いてもらった方がいいのではないか。

(事務局)

整理させていただく。

(委員長)

委員の率直な質問であるから、できるだけ、それがわかればいい。

(委員長)

条例の見直しに取り掛かった際には、いろいろ心配しておりましたが、案ずるより産むがやすしで、委員の皆様のご協力により、案外様々な意見が出てスムーズにいったように思う。

意見が分かれることはやむを得ない。論議を緻密にやっていただければよいという思いを強く持っている。

(委員)

今回の、住民投票条例の流れとしては、市民によく理解されて無いのだが、当初に市民団体から出された条例案については、議会で認められなかった。それで新たに、議会の中で議員提案として住民投票条例案をつくられた。それに基づいて投票したという流れだが、一般の市民は、市民団体が条例を作らせて投票が実施されたと理解しているから、少し実態と異なる。

(委員長)

そこら辺に、住民投票の常設型にもそういう課題が残っている。

(委員)

そのような点が気になったものですから。今の答申についてはどこまで確認されているのか。法制は確認されているのか。

(事務局)

委員の議論された中身ですので、委員で了解頂ければ、それで出来上がりとなる。

(委員)

あの事を入れておいてもらえば良かったなということが抜けてないかなと思ったものですから。条例に根拠があるのと無いのと、違ってくるわけですから。

(委員長)

危機管理の条文を入れるとなれば、そこら辺もあるのではないかな。全体に目を通して貰わないと。条例に基づく見直しということで、是非チェックしておいてください。

(事務局)

2点確認させて頂いてもよろしいか。自治基本条例の見直しの別紙ですけれど、ご指摘を頂きました。「鳥取市自治基本条例見直しに係る答申書」とさせて頂いた方がよりふさわしいということでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

報告書の方でまとめて頂いている内容を中心に、丸で囲んで頂いているのは、委員の皆さんの想いが盛り込まれているので、もう少し、まとめれるところはまとめて、数を少なくしてもいいが、手を加えて頂き、原案を基に整理していただきたいということなので、宜しく願います。

(委員)

条例の見直し案については、議会に説明するのか。答申書として、市長に書いたものを議会

説明するのか。

(事務局)

現時点では、2月定例会で質問があれば、どういう議論をされてきたか答弁の中で答えていくようになると思うが、今の時点では、答申書を提出して頂いた以降、必要に応じてということになるのかなと思う。前倒しで、市長に答申をしていただく前に審議の状況を議会に報告をするということは、今の時点では、特に必要ないかなと。

(委員)

私もそれでいいかと思うが、今までの説明では、前回の基本条例作った時に、案の段階か何かで、議会に報告した。よって、今回の条例見直しについても、議会に報告するように判断しているという説明だったと思うので。

(事務局)

当初は状況によっては、必要に迫られるかな、という思いもあったが、今の時点では、逆に答申を頂いた後に市長が判断するということがあるので、そのあたりで答申後の市長の考えとして必要があれば議会の方にも報告するということになるかと思う。

(委員)

妥当だと思う。答申案の段階で議会に説明するというのはおかしいなと思っていたので、答申書そのものを説明するなら分かるが、案の段階で議会の意見を聞いて我々の意見が左右されるものではないのでね。

(委員長)

議員の意見を聞いて、我々のまとめの参考にするというのはいいけど。そこまで今回必要ないということであるのでね。

(委員)

いずれにしても、市長も議員も併記というわけにいかないの。どちらかを出して、答えを出さないとだめだということ。最終的には、議会は多数決で決められているわけだから。

(委員長)

答申書と報告書をご審議頂いた。手直しをして頂いて、18日の委員会で最終決定できるように、よろしくお願いします。

5 閉会 15:00